

堺
秘
鑑

第一

9
435

M

025445-000-0

9-435

堺秘鑑

寺田 兵次郎/編

M28

ADC-2897



9
435

寺田兵次郎編纂

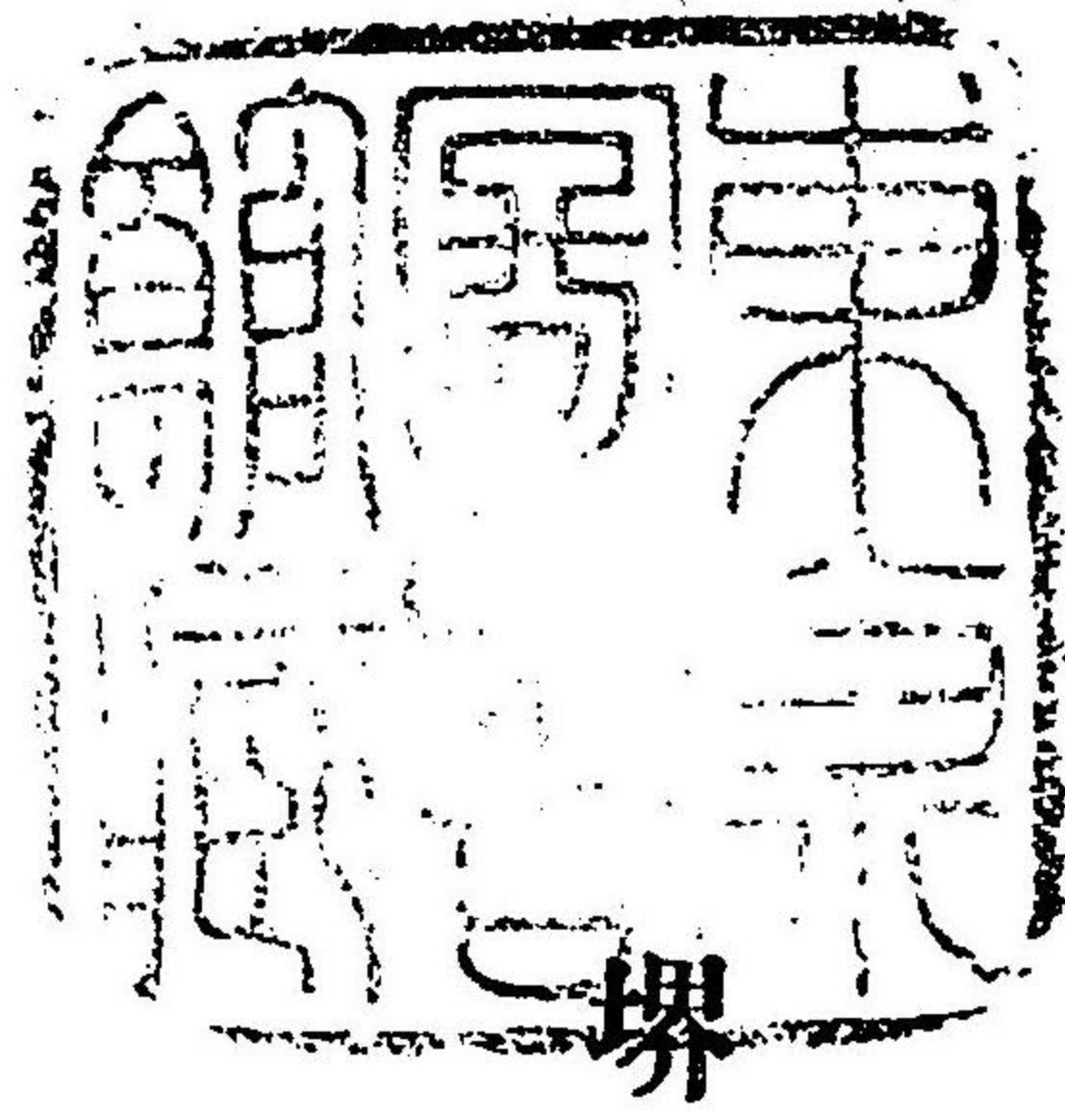
塚秘鑑

第一卷

堺秘鑑第一卷編纂につきて

- 一 堺秘鑑は收むべき書冊は此の七書に限らざれど第一卷に先づ堺鑑、全界詳志、御手鑑、堺奉行鑑、新平家物語、牡丹花家集、堺人名録を掲ぐることにせり第二卷以下に多少書目を増加すべし
- 一 堺秘鑑の名は唯思出でのまゝ、この書お買らせしものなるに、第一卷中、既し堺鑑、御手鑑、堺奉行鑑の三鑑を載するまゝと、なりしに、予の思ひの外あり
- 一 予が曩に本書の豫約者お豫約せし如く、古地圖、古書等を印刷して漸次本書お添附するよつと、若干の材料の固より蒐集しあれど、第一卷發行を急ぎしため、今のまの書お添附する能はず、これ予が深く豫約者に謝する所なり、猶第二卷以下お於て必ず前約を成さんまゝとを期す
- 一 本書第一卷の豫約紙数の最高額を印刷さしめられたれど、何れの書も開卷のまゝとて、或は序言、或は凡例、或は目錄お紙数の一部を填充したり、されど第二卷以下お最早このことあらざれば、名書の面目の紙上お顯然たるべし
- 一 本書豫約より同く發行に至るまで、已し二三ヶ月を経たれば、文字の誤謬おるべき筈なれど、何分古寫本お據るもの多きと、予が淺學なるに加へ、倉皇のうちお筆を執れるものあれば、誤謬の極めて多きと、決して印刷者の罪にあらざして、正し予が罪あり、殊に字音の假名お誤多きと、予お謝する所と知らず
- 一 本書の編纂おつきて、知己諸君の助力を得たるまゝと勘からず、猶今後も勸告、訂正の勞を賜はらんまゝとを伏して願ふ

寺田内實生 識す



鑑

此書は今より二百十一年前、即ち天和三年に當り、衣笠一閑氏の編述せし所に於て、其版本既に世お行はるれど、歳月を経るまゝと久しきお隨ひて、版本すら數少となりたれば、堺秘鑑の中お收めざるに、予別し新堺鑑編述せし企あり、稿成らば號を追ひて堺秘鑑お掲げん

内實生識す

堺鑑 卷上 目錄

神廟門

神明宮

天神宮

方違

宮室

甲明神

宿院

荒神

三村宮

辨財天

戎宮 「附 嶋 芝居 水茶屋 観音堂」

馬堂

稻荷社

乳守宮

陵墓

仁德天皇陵

菟道太子陵

武内宿禰墓

當所在家四所三昧

界鑑序

孔夫子曰里仁爲美誠哉斯言扶桑六十餘州最其著者攝泉河堺也地屬畿內居接海厓風俗淳朴人物質素而以仁厚交是故境雖偏小名甚廣大也神廟餘輪奐之美人家聯鱗差之觀萬物無不悉備獨存古風者除堺登有他求一子生其地一長其鄉是以時時考其由來以示不忘只恨性魯鈍而胸無楞里智囊腹無邊韶經笥癡癡狀狀直旌寸志想其一州事迹繁多不堪徧探于茲舉一邑所記其梗槩夫扶桑神國也是故以祠廟宮室陵墓爲始古跡寺觀爲中人物名物土產爲終括爲三卷號曰堺鑑一案堺境也疆疆相與同意唐帝曰我有鑑以銅爲鑑可視妍蚩以古爲鑑可識興替以人爲鑑可明德失魏徵死一鑑亡今日拾得以爲吾堺鑑看者無不笑予謝陋幸甚

天和三稔龍輯癸亥夏五月望

衣笠氏一開宗葛序

堺鑑上

○神廟

神明宮

此社の天照皇太神宮四社の中神明の中八幡の西春日の東其次の宮の伊勢外宮内宮を一所に勧請し奉る
向の時を勧請すと云事分明ならず此社内表類九間裏行十間也毎年九月十一月各十六日お神主祭禮
を勤此神前に町造故神明町と云傳り毎年六月祓の爲よ住吉に神興堺よ御幸在と云共神明と恐奉
道と隔て神興を供奉申也世俗に此社を住吉の婦人と云て御祓に神興と去しと云傳るの誤也且又
本社棟札に交縁と云年號あり再興と見たり

三村宮

南庄泉州大鳥郡鑑上下條開口村密乘山念佛寺大寺と號す鎮守三村大明神の舊事本紀云かけまく
も天神七代伊弉諾尊の御子として日向國小戸に盤瀬にて御誕生在て其後葦原瑞森も移住玉
ふ事無量威也御神號を事勝食勝國長狹尊と申奉 盤梅の事と司どり玉ふに依て盤津老翁とも名付奉然
に人王十五代神功皇后三韓退治の時之當社明神即住吉明神と顯玉ひ皇后に力を添玉ひて大敵を

堺鑑上

神廟

討平日本と安全に守玉ふ事備ふ當社三村大明神の御神力也 卽三韓御出陣の時方違あそばしける地
 今田出井三國山は良御社あり扱御蹄陣の御御船九艘此塚浦に著一所と九艘小路と云又船を維玉ふ所と
 舩松町とて今あり明神は神馬御甲御銚と此地に於て神お祝奉次に三村明神と崇申事明神當津に御
 影向の時今の川尻と申所にて御食と進奉る初て口と開在けるに依て此界南莊と開口村と云其時捧
 奉ものを開口園子と云今の御被園子の事也又界の木戸村原村とてあり是も開口村を添て三村とて氏神
 と崇敬一奉ふ依て三村大明神と申 奉「木戸○原○兩村の跡の今大小路の西南は田地となれり」卽
 住吉の外宮とて明曆元年己未住吉と一所に御造替あり一事世の知處也此開口村を堺と申始りは
 白鳳二年と云傳たり扱又念佛寺と申は入王四十五代聖武天皇行基菩薩も勅定在て天平十六年甲申佛
 地に開基あそばしける因茲開山と行基大菩薩宗は祖師は弘法大師也當天和三年に至て九百四十年也又
 大寺と云事と本號の大念佛寺と申しを世俗大寺と呼來り此寺往古の知行も多代代帝王勅願所として繪
 旨あり院宣あり其外ハ魯氏將軍末代代御教書あり管領衆は書狀もあり然共太閤秀吉公御朱印より大寺
 知知行高八十石減御當家御代代御朱印にも八十石とあるば一候は依て猶以大寺ハ眞言宗にて無本寺
 の所也
 大寺諸伽藍本社末社由來目錄

金堂一宇「五間四面」中堂藥師「左釋迦」右彌陀日光菩薩十二神將「明曆元年乙未 御造替也」
 三重塔一基「二間半」本尊大日「聖德太子作」四天王「寛文三年 癸卯氏子建立再興也」
 高樓一基 鐘「時刺史長谷川左兵衛守尙再興也」
 食堂一宇
 本社「三村大明神」
 未社
 伊勢外宮内宮
 安住寺鎮守「天神一社」此社大寺の内安住寺と云寺あり本寺觀音堂ハ一亂は炎上する故今退轉す
 荒神一社「大寺地主神也神木楠あり」
 馬堂明神一社「大寺北門前南大小路町の内あり」
 甲明神一社
 舟玉明神一社
 大黒天神一社
 稻荷一社
 戎宮一社
 影向石「三村大明神御影向は時此石ハ御腰をかけさせ玉ふ也瑞森藥
 師堂の前あり」
 相殿「南祇園牛頭天王北生玉大明神」

鉢塚境の巽角不盡港と云寺にあり

如意御前一社 大寺より三町離 長角向井領町内にあり大寺の末社也寶嚴港と云寺也

瑞森藥師堂一宇 本尊は行基菩薩作也萬治二年己亥開帳あり此森結界の地大寺の秘所也世俗云傳ハ界

浦江三浦坊と云天狗の住所とかや道春神社者僧正谷の條下の評云く柿本紀僧正ハ入ニ高雄峯一起ニ

大慢心一爲ニ太郎坊一或曰和泉界に側有下與ニ紀僧正一同ノ名者以ニ我慢心死而爲レ魅考之ニ三浦

坊乎 未レ詳

西門額密乘山 竹内門主良 尙親王御眞筆也

石鳥居額 三村大明神 御同筆

衆徒六坊 井西座二坊

當寺内間詰 東西南北六十一間四方也

天神宮

北莊 攝州朴津郷常樂寺の鎮守聖廟の御神容ハ菅丞相筑前の太宰府の謫所ハ御座時自御影を彫刻し玉ふ七天神の其一の御影也延喜年中ハ當濱よりハがらせ玉ふ即民家の側に靈祠を營構一て庶民恭詣す一餘院御宇長徳二年丙申正月十八日寅の一點に奇瑞有て彼寶殿の御戸開御神體飛行一玉ひて當社紅

梅の樹頭に安座し玉ふ貴賤群集一て未嘗有の思となす余以來當寺に御神體鎮守せ一め昔日不意の災

ふ罹て鳥有とやらせ玉ひしと其後世人の手に渡せ玉ひしを求假殿一舍玉より以來北莊氏子と一て明

曆三年ハ造替有し事世の知處也殊ハ太閤秀吉公より以來御當家ハ至て御朱印社領として二百二十石納所

す寺内間詰 東西六十三間半 南北六十一間半

諸伽藍本社末社來由目錄

金堂一宇 七間四面 中尊 彌陀 左 大日 右 釋迦

護摩堂一宇 三間十二間 不動觀音藥師 元三大師

高樓一基 二間四面

連歌所一宇 四間半 二間 毎月於レ是連歌舉行す

食堂一宇

本社 天滿天神

相殿 春日十一面觀音表 二間入七尺五寸

拜殿 一宇 二間七間 於ニ片間ニ神樂奏す

末社

伊勢一社 外宮内宮

大梵天王一社 天神地主也

荒神一社
 多賀大明神一社
 大黒天神一社
 熊野現權一社
 辨財天一社
 稻荷一社
 愛宕一社

寶頭盧一社
 戎宮一社
 春日一社
 祇園一社
 舟玉一社
 八幡一社

二王門「表二王喪隨身○表三間半入二間○榎並正氏圓通建立」
 衆徒「昔六坊」井西座「六坊」

宗の祖師傳教大師叡山末寺天台宗也

今池辨財天

禪通寺と云寺より支配す尊體の大和國志貴の龍教興寺の辨財天と同作聖德太子彫刻也昔日不意の災に罹て烏有とならせ玉ひし此池の水底より御手を拾出奉寛永年中再興して今京佛師の新作也即今池と云所の北側は假の宮構あり往古より毎年正月七日に禪通寺より御本體を供奉一奉て寺僧祭造奉りてかや

方違大明神

本地十一面觀自在菩薩也往昔神功皇后新羅と攻玉ふ時諸人天神地祇と請玉ふに日本國中三千七百五十餘座の大小の神祇冥道勅請願出現一玉ふ就中住吉大明神は副將軍とあらせ玉ひ三韓を容易に征伐し玉へり是より異國吾朝に隨事誠に以て神力の冥助也其後皇后攝州住吉に至玉ふ時爰はすすみよしの國也と住吉明神神託有るかば皇后即西海に向せ玉ひて後祓をし玉ふ時かけゆくも悉住吉明神海中より出現し玉ひ神船九艘あて泉州堺地守の浦にあがらせ玉ひ御録を立て其より先惡神魔障と拂清住吉は永御鎮座有べしとて此勝地に於て方違れ政をな一玉ひ此地より住吉は御鎮座有る事也未代に至るまで惡方の祟有事人に知りめ魔障と除めんが爲に此地は跡と垂方違大明神と現玉ふ也因茲家を作者は此宮地の土と受其普請する所の地を埋或旅立する時其首途の席を置又ハ船中長途を經るは此土を持て行也是に向より向へ行時方違の守とするなり此札土を受信心をなす者ハ方違の祟災難有事一毎年五月晦日の方違宮の祭禮也因茲此日土棕をして諸人群衆をな一是と受事也常

の日に別當向泉寺にて申受也住吉御造營の時の此宮も天下御建立の所也

戎宮附嶋 芝居 水茶屋

此當境の濱と申へ王城近所をれば町静よしして世と渡浦の船人までも平砂の磯ふ盆を浮り騰しより以來災殃の難なくして其徳を以て一の嶋顯 濫觴の寛文四年 戊申八月八日に小嶋顯 十一月十三日海中より龜上り日經て死けるを十五日に葬龜の長四尺二寸幅四尺箱板の厚一尺五寸此龜を入る埋所の橋向に別當義識 觀月院頼辯法印「加持して辨財天と崇奉る且又石戎の上せ玉ふ事ハ戎町濱の某此浦の海中石戎の在所を先祖より見聞に及依て嶋の顯と又龜の上に就て某と浦中の人民と語在所と尋上奉んと願しより成の十二月朔日子の刻に海中の石戎ふ尋當て其在所に轍を指し連飾して歸ふ其夜大風して荒玉ふ三日過て浦中の入夫百餘人して擧奉拜するに御影石の苔蒸貝殼取付てあり石戎形は戎の體形 在御長三尺五寸幅三尺厚一尺七寸也境を得時に逢て龜宮と同所に假の宮造りて日敷十五日開帳して諸人拜をす同月十七日開帳して其より造宮執行龜宮も同時ふ造宮有て別當義識遷宮し奉然處に延寶六年 戊午の中比まで此所宮立在けると翌年己未十二月十三日宮地北の磯側に替て宮移十八日戌の下刻ふりて今宮立在也其夜も前の如荒玉ふ又戎の上らせ玉ふ海中の跡は今築地と成り其上ふ町屋と建す

同所芝居

延寶五年丁巳十二月末に芝居建て 戊午の正月に初芝居有て群集せし庚申十月廿三日子上刻に舞臺の後より火出焼失す誠は世俗の詞に午の火にて果と云ふ合るよや其後又興行す

同水茶屋 井觀音堂

延寶八年庚申の中秋の比刺史水野氏の御時茶屋五軒御免を請誠に水の流を懸茶屋行末富さかひの浦の盃茶とたて、世を渡舟人も泊の津とるれり

戎の後觀音堂あり寛文十二年壬子十一月八日堂建立す此觀世音の聖德太子の御作長一尺五寸の立像也本ハ但馬國篇より守來て義識法印此所の別當たる故に一字建立して安置す

○宮室

甲明神 附馬堂

神功皇后住吉明神と副將軍として三韓退治有て御歸陣の時明神當津海濱へ上せ玉ふ御甲を神よ祝奉る御社の雜横小路町に在

又住吉の神馬を繫玉ふ所を神に祝馬堂明神と世俗云習せり古昔の大寺北の門前宮造在ける今宿院の山の西鳥居の南北中興勸請す北の馬堂南の甲社と云習せり又或人の云く馬堂藥師と云るハ

誠ニ靈驗新御坐故に諸民悉詣す或時南北の馬借此堂に築り後後の寄合所と成故に馬堂築師と名付たり所の今の雑横小路町の中ニ在

宿院

此地は住吉明神毎年六月晦日の御祓御旅所也山の上ニ二社有北ハ檉坂明神南ハ寶御前と云り此所へ近年勸請す此所の良ハ寶藏有山の下ニ瑞垣を廻て空地有此中へ御祓の時御輿入玉住吉御造營の時此所の諸式も同く公儀の御造立也南ハ堀有是を飯匙堀と世俗云來る住吉明神の干珠と埋せ玉ふ所とかや此地東西南北の通路の口十一口有住吉の吉と云文字ニ准たりと世に云傳れ共正説を不知又宿居とも書事有神の假ニ在故にとかや大鳥居の兩脇の宮の事卷の端に記

稻荷

此社ハ櫻町鍛冶芝辻氏道逸元和年中に勸請申所也此地と台徳院殿より拜領す時の刺史ハ喜多見若狹守勝忠也因茲芝辻の代代此宮地の領たり

荒神堂

古昔攝州清澄寺より勸請申石體の荒神也御長三尺幅二尺厚八寸有此石ハ文字彫付有とかや一亂後今今の辯財天の社の前の池中より堀出し宮内に納即三村大明神の末社也然と云共池長三宅

兩氏より三村寺僧へ祈南莊大工仲間へ恩借す文明十六年甲辰十二月廿九日別所に移奉る南莊樞屋町に勸請申一木工仲の寄合所とす今至て毎年十一月の火燒祭右の故有を以て三村宮寺僧恭勸す

乳守宮

何の御時にか有けん此森の地主神を祝津守明神と崇奉御社を構り古昔或人の娘乳の不垂と歎津守と云を乳もりと聞て此神ハ諸祈誓を羅一に靈驗新にて心の儘に乳味垂事を得たり其を模として祈に不有險と云事あし因茲乳女郎と世俗云習せ俗説よて可非正説誠ハ神ハ人の敬ハ依て威を増とかや

○陵墓

仁徳天皇陵

此陵ハ泉河攝の堺大小路の東の町外より八町許離たり世人大仙陵と云り天皇己亥の歲に崩す宮廟ハ難波の邊高津平野明神と號す誠や諸國より來て此陵を築一に尾州より人歩遅來故其築殘ハ其儘谷となれり今ハ尾張谷と云り是俗説未考寶呑一山の間敷の事總山の根廻七百二間山の南の高十四間北の高十六間四尺中の高十間五尺中嶋總トて此陵より方角を取余の陵所記す秀吉公度度此陵にて獵

玉ふに假し居を構玉ひければ其墟と今茶屋山と所の人云り此近郷萬代村と云所は履中反正兩天皇の陵あり

田出井山

此陵菟道太子の陵也然を誰人云習て田出井山と云來や未見本據又三國山と名付也總山の根二百三十間「東山の根南北七十二間」西山の根七十間也按大鶴鶴尊と菟道稚郎子命と互位を讓玉ふ菟道太子の弟たる依て自思召の我生て天下を煩さんよりひとて山城國菟道里を忍出玉ひ此地に於て自死玉ふとかや即此地に葬奉と申傳侍古書自死玉ふと云と自穀味と斷て飢死玉ふとも了簡せるとうや又説此陵を推古天皇の陵とも云り兩説よしして不レ惜

武内宿禰墓

大仙陵より埵ふ當り三國山よりは午未の方也武内ハ應神天皇の臣也世人長塚山と云り

當津在家四所之三昧

總て界の中に四所の三昧あり淺村 向井領 皇子飢 七度濱也是皆行基菩薩の開基と云傳也中に就て皇子がうへと云名は所様様に申傳侍昔龜山法皇毎年熊野へ御幸成玉ふ其終路ふ九十九所の皇子を勸請在けるとかや此地の少西に當て一皇子の宮居有ける故俗此所を一皇子が上と云けるか又菟道太子此

邊にて飢死玉ひけるより皇子の飢死玉ふ所と云詞とも云り向の是也該否又世俗の口談も祖父が上と云付るもあり其近所に少き成谷間の道筋あるを祖母懷と名付たり今に於て婦人小子も能覺侍也是又一事の戲談也小子なご祖母懷と云も物の形に似たる所成にや此所と戸立野と云古歌に讀てあり即古跡戸立野の所に記す

右此一巻の由來を當津の古人に尋反古よ昔集日記より見出す故本説聊可有違事

(堺鑑中ハ次卷)

全堺詳誌

此書ハ堺鑑の編述あり後、五〇八年即ち今より百六十四年前(享保十六年)に當り高志芝巖、高志養浩二氏の編述せし所にして、堺鑑の不足を補ひて餘あり、故に此の二書を對照して、當市の昔時を考ふれば、相發明する所、極めて多しとす。

内實生識す

全堺詳誌

○上卷總目

境城部 八條

陵墓部 六條

神祠部 十條

古蹟部 十八條

佛閣部 卅二寺上下の兩卷に別つ

○下卷總目

佛閣部 寺數上卷と通計す

人物部 韻語 七言四句、四十一首

土産部韻語 五言四句、二十四首

名器部 三十六家并ぶ事實五條

通考部 三十二條并に追加一條

年中祭會部

寺院總名并宗旨分在所附部 通計百六十七寺

○附錄總目

泉堺盛衰總論

陵墓神祠古蹟總論

佛閣總論 人物總論

土産總論 名器論目

凡例

一 凡此編每行並頭書下す者は皆先兄舊稿の説なり、一低頭二低頭書下し、或は上下書して記する所と、予が増補なり、凡此編は草創起筆廣求 勞搜者據明白して一書全備の功は先兄芝巖其七分に居る、芝巖削履、増補評論、斷疑 啓惑者は、予が勸其三分居る、然るに衣笠氏界鑑の功も亦廢すべからず、故に前鑑と同じ説の悉く除去る、縦令少々の違あるも、必しも之れを改めず前鑑に詳ありと記して之れを讓る、若し所説怪妖にして信するも足らざる所は、已むと得ずして質正す、是れ予が素志あり、故に堺津の事實に通貫せんと欲する人の必兩書を兼讀みて後得る所あるべし

一 凡此編其部分を十一門立つ、堺鑑も亦十一門に立てたり、然れども此に立つる部は、彼に無く、彼に立つる部は此に無し、其子細は彼は彼は神廟宮室と二門立つれども、是れ同類あり、故に此に合體して神祠の一門に歸す、彼に古蹟戰場と二つに立つれども是れ同類なり、故に此に合體して古蹟

の一門に歸す、彼ふ仕官僧道隱者を三つよ立つれども是れ同類なり、故に此よ合体して人物の一門に歸す、然れば堺鑑ふ十一門を立てたりと雖ども其實と七門なり、今此編其不足を増補して、境域通考、年中祭會、寺院總名所付、宗旨分の四門を立て、是れ皆彼よ載せざる部あり

一凡此編名器門に載せたる茶器書畫の品々の、皆前鑑に遺漏せる分あり、彼にも數多を擧げて委細あるよ似たれども、脱畧も亦少からず、故に先兄他書を考へ舊聞を取合て此よ擧ぐ、兩書相兼て一覽すべしとは、此等を謂ふなり

一凡此編土宜、人物の二門と先兄既ふ前鑑の土宜の數と、人物の數とを増益し、其事實ふ於ても虚誕と剛り實説と存し、其正と得たるよとと、前鑑に勝れりと雖ども、別よ新奇ある説もなく、模様大抵相似たる事故に、予が一旦の料簡よと此二門を除去て前鑑ふ譲らんと欲せしも、或人曰ひく此編既よ界津記録の大成と稱すべしとされば、此二門と除去て遺恨たるべしとあるより、更み途轍を改め、五言七言の韻語若干首と綴りて、其事の大概と述べ、元來俗事勝ちなる事なれば、風雅の趣に遠く、

鄙言俚語多し、何ぞ詩と云ふよ足らんや、倭語を漢字に移易しつるまでと知るべし

一此編の末卷よ各門の總論を擧げたり、是れ強ち此書に關したることおも非ず、合して見れば此書の附録となり、離して見れば、別に一部の書と謂ふべし、誠に予が好事の癖より發したる筆すさみなり、さりながら是に據りて界津一隅古今の盛衰風俗の淳澆を知るに便ゆらん、苟一隅の變遷此如と知るとき、遠方遐國も亦然りと察すべし、易ふ曰はく引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢る也、此論を讀みて溝中の斷綆、路傍の破笠と誹笑あるべけれども、予と同志の人、沙底の黄金、石裏の白玉ども見るべし、其人の向背如何と云ふよあるのみ

高志 養浩

全堺詳誌卷之上

境域部

堺 界與界通、出三韻瑞

堺との國境也、地名にのあらず、古事記、成務天皇の時、建内宿禰定三國々之境とあり、又日本紀、孝德天皇大化二年、畿内の國を定め、郡の大小を定むと、又天武白鳳十三年、伊勢王等を遣して諸國の境を定むとあり「浩云此時代を境を分たればとて、必しも毎境に民居竟と並べたるは非ず田野山溪の際も境と有るべし」

○堺の名の攝河泉三州の境より郷二つ村三つあり其地の泉州大島郡にして南莊の鹽穴郷「又小鹽穴下條とも云ふ」に屬し北莊の土師郷に屬す「浩云土師郷と云ふ今の境めて人の聞つけざる郷名也、堺の東郊大仙陵の南に當て萬代と云ふ所は數箇村あり、其内土師村と云ふあり是昔の郷なりと云ひ傳ふ、然れども北莊と相去ると程遠く凡廿町餘あつて方角も差相背きたれば疑ふべし、今の堺めて云ふ時と北莊住吉根津郷と立りるゝさもあるべし大小路と中央に取り攝泉の界と云ふ説に近し、若土師とす



泉 溟

高志芝巖 草創 舊纂
高志養浩 剛補 評定

る時の土師の泉州に属する故に攝泉の堺とも云ひ難し併一榎津郷と云ふ郷名も今の絶て其沙汰は不レ及
何れとも皆往古の事ふて審ならず」

其三村の開口村、木戸村、原村と云、開口は今船松村の田圃となり木戸と原と此二村は今大小路西南の
田圃とある「浩云此三村のあり所大小路より南と見たり、然れば南莊計りにて北莊にも村々あるべ
けれとも、今は知難しと見べ、上ふ記する郷二つの南北兩郷の事にて分明なり、村三つとばかりにて
の堺の全體と盡くすに不レ足、缺けたりと云べし」

三村共に今の空名とあり、只堺とのみ稱して遂ふ所其名とされり

浩曰成務帝の時、定三國境、其後用明帝の時、又定三國境、孝徳帝に至て定三畿内國、天武帝の時又定三國
境、沿革既に四度及びべり、然れども此時一かと六十六箇國の數定りたる非ず、和泉河内は本一國

あり、備前美作本一國あり、丹後丹波陸奥出羽等も皆漸々割たるにて六十六箇國に定りたるは日本正
統圖に記す通り文武帝の時あり、淡海公律令を撰ばれしも、文武の朝なり、風土記の出來たるは元明
れ朝なり、然れば神功皇后の時代への泉堺は事などの沙汰及びべきに非ず、神后三韓凱陣は時海
濱の松に九艘の船と繫玉ふ處を船松と名付くるも、此時住吉社も造立あるやなり、堺と云ふ名もな
くして疎々たる漁家のみありて一望函斥の地されと、後世より評する様なる事にてあしと知るべし、

堺の面目は付きたるの内に義弘領地とありたるより繁昌すと意得べし、白鳳年間よと國境と分れたる
までの事あり

三國街

北莊は東野にあつて、是泉河攝の界限に當る、向泉寺の記に見ゆたり

泉州攝州兩屬の説

堺地、總て泉州大島郡に屬する事其證一ならず、延喜諸陵式に云、百舌鳥耳原北陵、反正天皇在
和泉國大島、兆域東西三町、南北二町、陵戸五畑とあり、今田出井陵、或作三橋井と稱する者と反正帝
の陵ふして中筋村あり、即泉州なり、又和泉國姓氏錄は凡人中家「俗作三祖父上」あり、今中筋村の
北にあり、其外歴代の軍書も堺の事跡を載するに皆泉の堺と云ふ古歌にも泉ある堺の浦とのみ讀めり、
又國書島夷志云、和泉國、鼎食擊鐘、其俗有中國之風、是蓋界津を云ふあり、又國書編云、和泉一
州富者萬戸、皆居積貨殖すと亦界津を云ふ、其餘武備志、皇明實紀、兩朝平壤錄等、界津の事を記
する者多し「浩曰皆是元明の間の書、古書あわらず」

○一説は續日本記は和泉國高瀨とあれども、初の泉州に屬し、後の攝州に屬するか、沿革計どがたし、
高瀨寺の舊蹟今住吉郡榎津郷にあり、昔榎津大寺と云へる古蹟なりと云ふ、蓋此大寺は住吉に四大寺あ

りと云へる中歟、又界津南北廿四町の中央、大小路と云ふより北に攝州に屬すと云ふ、又南に嘉吉元年細川弘源寺殿文書に和泉國堺南莊念佛寺領、攝津國北莊内田畠云々とあり、又康應元年山名陸奥守寄附狀に攝津の國住吉郡堺北莊下村之内田數若干令寄附とあり、又或家應永年中淨土眞宗連如六字の名號に攝州堺北莊山口禪門とあり、畢竟概してと泉州と云へども、界の字に依れば兩國に屬する事宜なりと云ふべし、譬ば城州宇治郡の如き、橋より以西茶師の居れる町に久世郡あれども、渾て宇治と喚ぶに同じ、先兄舊本の旁注に云ふ、並河氏曰、攝州辻村にあり石碑に距二大小路一七里とあり、然れば大小路を攝泉の國境とする説に従ふべし」

堺浦名

一名は八祖浦と云ふ、開口社に八祖神あると以てあり、又神功皇后の代新羅國船八十隻を以て進貢し堺津に着く故に云と又一名葦邊と云、其葦原濱あるを以てとなり總して處々の古名を知者鮮し近くは泉州石津川は往昔放生河と云由、荒井筑後守の説なりと語人有之

郷莊説

本邦舊制、國を分て郡とし、郡を分て郷とし、郷を分て村とす、共に國司の命を從ふ者なり、國司又國守とも云ふ、上世公家より置くものなり、上古の國造と云ふ、其郷内の數村を分て勳功ある者賜

ふと某莊と云ふ莊とハ山莊別莊の義にして、是の國司の命に不關者あり、今莊司莊屋と喚ぶも、是に准じたり、後世混雜して郷莊分別なし、故に界津南北二郷とも云ひ、一莊とも云ふ

法曰成務帝の時、始て國造と定め、皇極帝の時改て國司と云ひ、文武帝の時又改て國守と云ひて、守、介、保、目と置き守と長官とす、若親王國守に任ずるとさし、遂に領ありて不成就國、是と

太守と稱す、自餘の國守の守とばかり稱して太の字と省くと、右職原抄の傳ふる説なれども、親房卿の職原抄も當座の考ばかりにて元來草略ある書故に初學其説と詳しするを得ず、夫國造の號の

開國神武帝の時、既に定め玉ひて、元明帝和銅の比まで總任國造百四十四人あり、其間日本百四十四國に分て、毎國に國造一人あり、然れの成務帝初ると云ふの誤あり、又仁德帝の時、遠江國司上表すと云とあり、又聖德太子十七憲法に國司國造勿飲百姓とあり又文武本記に諸國司、國

造郡司、百姓等と云ふとあり、然れば古代の國司國造を並置と見えたり、是に依て云ふ時の、國造を改て國司とする説も誤なり、扱ふれより國造と罷て國司はのりありたるも孰の世と云ふこと

不知、蓋次第は廢せし者ならん、文武帝の朝に改りたると云ふも儲なる據なき説なり、淡海公の令の文武の朝に出來る昔にて其中に國守と記したるを見て、此時に改まりたりと推量したるあり、なるは國守の國司と違なれども、此朝にのり改めたりと云ふの不見、されども王威盛なる間の

りと云へる中敷、又界津南北廿四町の中央よ、大小路と云ふより北の攝州に屬すと云ふ、又南莊念佛寺に嘉吉元年細川弘源寺殿文書に和泉國界南莊念佛寺領、攝津國北莊内田畠云々とあり、又康應元年山名隆興守寄附狀に攝津の國住吉郡界北莊下村之内田畠若干合寄附とあり、又或家應永年中淨土眞宗蓮如六字の名號は攝州界北莊山口禰門と與ふとあり、畢竟概してと泉州と云へども、界の字に依れば兩國に屬する事宜なりと云ふべし、譬は城州宇治郡の如き、橋より以西茶師の居れる町へ久世郡されども、渾て宇治と喚ぶに同じ先兄舊本の旁注云ふ、並河氏曰、攝州辻村ある石碑に距二大小路一七里とあり、然れば大小路を攝泉の國境とする説に従ふべし」

界浦名

一名は八祖浦と云ふ、開口社に八祖神あると以てあり、又神功皇后の代新羅國船八十隻を以て進貢し界津に着く故云と又一名葦邊と云ひ其葦原濱あるを以てとなり總して處々の古名を知者鮮し近くは泉州石津川は往昔放生河と云由、荒井鏡後守の説なりと語人有き

郷莊説

本邦舊制、國を分て郡とし、郡を分て郷とし、郷を分て村とす、共に國司の命を從ふ者なり、國司又の國守とも云ふ、上世公家より置くものなり、上古の國造と云ふ、其郷内の數村を分て勳功ある者よ賜

ふと某莊と云ふ莊と山莊別莊の義にして、是の國司の命を不關者あり、今莊司莊屋と喚ぶも、是に准りてあり、後世混雜して郷莊分別なり、故お界津南北二郷とも云ひ、二莊とも云ふ

浩曰成務帝の時、始て國造と定め、皇極帝の時改て國司と云ひ、文武帝の時又改て國守と云ひて、守、介、椽、目と置き守と長官とす、若親王國守を任ずるとさし遙領ありて不就國、是と太守と稱す、自餘の國守の守とばかり稱して太の字と省くと、右職原抄の傳ふる説なれども、親房卿の職原抄も當座の考ばかりにて元來草略ある書故に初學其説と詳よするを得ず、夫國造の號の、開國神武帝の時、既に定め玉ひて、元明帝和銅の比まで總任國造百四十四人あり、其間日本百四十四國に分て、毎國に國造一人あり、然れの成務帝お始ると云ふの誤あり、又仁德帝の時に遠江國司上表すと云とあり、又聖德太子十七憲法に國司國造勿レ歛三百姓とあり又文武本記に諸國司、國造、郡司、百姓等と云ふとあり、然れば古代の國司國造を並置と見えたり、是に依て云ふ時の、國造を改て國司とする説も誤なり、扱られより國造と罷て國司はありありたるも孰の世と云ふと不知、蓋次第は廢せし者なるん、文武帝の朝お改りたるも慥なる據なき説なり、淡海公の令の文武の朝お出來る昔にて其中に國守と記したるを見て、此時お改まりたりと推量したるあり、なるほど國守の國司と違なければとも、此朝に一の改めたりと云ふの不見、されども王威盛なる間の

國司國守の職、打つて有之とすへども、賴朝已來、武家より守護を置て、國守の勢衰へ、剩さへ守護の武人よ何の守など云ふ號を犯さしめたり、天下大亂、公武相争て息とあつ内より、たゞく公家に勢を得たる人あれば、一方は割據して國司と稱するもあり、奥州の國司、伊勢の國司等はあり、此等の必しも勅任の國司に非るべし、事勢に依り、時宜ふ任せて武家の守護と異あらんと欲して自稱せしなるべし

政所

界府の官廳あり、俗に奉行及び御役所と云ふ、禪樂寺大心、紫野古溪派僧天倫法嗣「所著海船政所記」曰「海船處名」永正元年二月十八日、三好長輝欲起一大宅於泉州海船濱、自京師來二界浦、是歲四月八日、始三土木之役、其封疆東西三百六十步、南北倍之、中間高構樓、以備遙方眺望、且備非常成衛矣、樓中貯三鐘鼓陣具等、兵器、恒自三樓上一窺、非常一令下親戚名士、限月輪直軍用之設、一無缺、長輝常在京、自執政、以下此地宜三四國運送、爲之本館、以攝之尼崎城、泉之新堀城、岸和田城、河之小山谷市之諸城、爲諸將所居、本館之役甚大而、長輝不能見其落成、尋至其子海雲齋長基之世、輪奐全成矣、大永元年辛巳三月勅賜三政所號、益準攝禁中政事堂一也、自爾諸州侯伯來此申、朝宗之儀、長基沒後長慶義興義繼三代不渝、其儀聽三政事于、此云「先兄曰右の記よて、政所の號と

海船に始まると見へたり、或は十河存保の時より稱すとも云説あれども、予が家に傳へる永正大永年中の泉州の田契あり、政所と記せり、永正の將軍義澄大永の義植義晴の頃あり○又曰政所の地天正の頃ハ市之町農人町あり」

守領

堺は泉州の一隅なれば、泉州の守領たる人に屬する事勿論なり、近世治平に至て古府「今の府中を云ふ」廢して堺新府となり、官司其地にありて統一州の事を管す、是を奉行と云ふ、古の守護の如く、續日本記以來東鑑等所載の和泉の國司は不及記之和田正季以來の守領并奉行代官等と記す、其餘の軍記に所載の暫時堺に次舎する武將等の除之

和田泉守正季

後醍醐帝建武の初、楠正成の、攝河二州の守に封せられ、弟正季、和泉守に封よられ、子正遠封と襲く泉州三神郷和田城是れ其舊蹟也

山名陸奥守氏清

後圓融帝永徳二年氏清在二界津二河州赤坂城を抜く、故を以て將軍和泉國を氏清に與ふ、本居ハ日根郡土丸城、明徳三年京都内野よて叛死す

大内左京大夫義弘

後小松帝明徳三年紀泉二州を義弘に賜ふ、去歲内野合戰の功あるによりて也應永六年叛死す

三好筑前守長元 後奈良帝享祿四年足利義維、細川清元及長元等堺にありて細川高國と天王寺お

於て戦ふ、高國敗死す 三好修理大夫長慶 長慶の即元長之嫡○或曰頼朝不置三守護之前の住吉津守の所領なり、猶

是までも、津守の所領と見ゆ、三好已後の敢て社務の命を不用、浩云ふ此説に依るとさし和山名大

内等の三家まで泉州を領すといへども堺はうりの津守の支配に任せて差置たりと見えたり

十河存保 伯父三好長慶の處置を受け、暫く當津を支配す、然れとも其年未審「浩曰長慶之

弟三人曰三好實休、安宅冬康曰、曰十河一存、存保其子也

松井友閑 事の前後鑑仕官門お載せたり、但一領守と云ふ非ず、代官格よて暫く居られたり「浩云友

閑は信長幕下の右筆の士也、天正二年十一月信長入洛、任二權大納言兼右近衛大將、又奏使三秀吉一爲下

筑前守上其外功あるの士數輩皆受領せしむ右筆武井夕庵の二位法印に任ト松井友閑と宮内卿法印お

任すとあり然れば高野山お使するに依て受領したるに非ず林氏の信長家譜に出づ

奉行 石田治部少輔三成 受三大閣命、自天正十四年、至同十六年

小西鑑津守行長

御手鑑

此書は今より百三十八年前即ち寶曆七年に成りたるものあり而して何人の編述なるかを詳せざれども思ふに堺奉行の命を以て編輯なさしめしものならんその書目を御手鑑と云ひ且記事の全体地方の民政を専とし商業の由來盛衰に及べるもの多きを以て知るべきか聞く堺奉行の手許に目鼻帳と名くる一書あり大に自治制度の参考に資するものありと予堺秘鑑編纂の當初よりこの帳の所在を探索すも未だ之れを得るに及ばず若し看官の中その所在を見聞せられ給はゞ請ふ予に一報を答む勿からんことを 内實生識す

告 廣



ひねまつ一さいの御藥
了心寺 隱居傳 人參茯苓湯

一週日分代金四拾五錢

大阪府和泉國堺師の町西一丁

製劑本家 なら屋

山中政一

此御藥の儀は我家に年久しく相弘め來りなら屋ひねまつと申候へば世に隠れなきものに有之功能の儀は今事新しく申送も無之候猶精々藥味を吟味し調製發賣仕候間舊に倍し御求め被下度候

幻燈映畫製
並に器械販賣

大小 各種 あり

器械は最新の式に據り一種獨得の工夫を用ゐたれば光線の映射方極めて強く映像の鮮明なること實物より猶一層の上にあつて映畫は教育を基礎とし主人自ら製造の任に當れば趣味殊に深き上に觀者を利すること其功或は教科書の上に出でん且討論に關する繪畫ハ斬新なるものゝみを蒐集したれば顧客の望を滿たすこと疑ふし請ふ續々購求の榮を賜へ

堺材木町 梅原耕雲堂

東三丁

御手鑑

○乾之巻目録

- 一 堺初より年數
- 一 御成御門御殿跡
- 一 御役屋敷
- 一 組屋敷
- 一 御役料并に與力同心御切米御扶持方
- 一 與力同心指物合印
- 一 諸關所御銀上納の事
- 一 堺奉行より御預け所并に奉行御役料米與力同心御切米御扶持方渡り所の事
- 一 御番所附武具
- 一 御高札場
- 一 堺廻り橋々
- 一 四ヶ所山間敷
- 一 御手鑑
- 一 先年御上浴
- 一 堺奉行代々
- 一 同御修葺御入用銀
- 一 堺住古與力并に與力同心増人之譯
- 一 與力同心御扶持方并に雜用銀被下候格
- 一 大阪御藏銀請取の譯
- 一 堺奉行より印鑑遺置かれ候所々の事
- 一 砒霜石
- 一 堺公儀橋三ヶ所并に千歲橋御修葺御入用銀
- 一 牢屋敷獄屋間敷并に御修葺御入用銀
- 一 御役人方堺見分所

一 堺地子銀御免の事

一 攝州住吉先年御造替并に勸化の事

一 天神大寺神興渡御

一 當時町敷

一 町筋裏入并に道幅

一 今井帶刀屋敷

一 甲斐庄喜十郎屋敷

一 北元敷屋敷

一 獄門場

一 戎島芝居

一 戎島燈明臺

一 泉州御料私領支配高

一 堺鉄砲町場并に臺入力榎場

一 鉄砲張 初 同 藥 調 合 所

一 地下江戸年頭御禮

一 住吉坂

一 先規町敷

一 大道筋町名并に縦横町長との事

一 北條美濃守屋敷

一 成瀬準人正屋敷

一 西本願寺三町濱抱地の事

一 北並松町長幅

一 鑑町芝居

一 掛風呂屋敷

一 堺廻り四ヶ村高

一 岡部播磨守上地

一 堺鉄砲五鍛冶

一 堺町人所持鉄砲年々減少の事

一 堺廻り三ヶ村并に支配の事

一 往古堺續々淡村松林の事

一 海部屋敷

一 所々の石垣

一 泉州并に堺神社

一 堺社敷

一 公儀御造營所社敷

一 川筋并に國役堤

一 川筋建札并に觸書

一 貨物一法

一 糸の割

一 割符方江戸年頭御禮

一 自分商の譯

一 朱座一件

一 堺船松瓜并に下草銀 同 卒 扶 持 の 事

一 泉州往古城跡

一 泉州に面立 候 寺 社 道 程 大 概

一 切支丹源族

一 堺御朱印寺社

一 泉州に面立 候 寺 社

一 公儀御造營所と申傳 候 神 社

一 大和川出水に付役人出方

一 糸割符の起源

一 當時の糸割符

一 長崎代物落札掛り銀の覺

一 堺糸割符方役人

一 仲間商の譯

一 御救米一件

- 一 堺より諸方へ道程の大概
- 一 堺南端より泉州小島浦紀州境迄浦次并に道程
- 一 天神時の鐘
- 一 石堤
- 一 平田船
- 一 濱地の事
- 一 農人町地所
- 一 神明宮地家役減少の事
- 一 出火の儀御城代へ相届候定
- 一 多葉粉問屋
- 一 農人町堀両側預地
- 一 堺洪水の事
- 一 旅籠屋
- 一 〇坤之巻目録
- 一 當時與力勤年數并に與力子供見習代番
- 一 當時同心勤年數
- 一 總年寄
- 一 堺南橋より泉州山中村紀州境橋迄村次並に道程
- 一 同與力役附并に役願
- 一 同同心役附并に役願
- 一 船年寄

- 一 掛屋
- 一 古手屋年寄
- 一 鉄砲年寄
- 一 堺廻り四ヶ村庄屋
- 一 人馬役人
- 一 先規役家數并に當時家役高
- 一 南北會所數
- 一 船方役人
- 一 石錢出銀の法
- 一 石錢取計役人并に給銀
- 一 先年酒御運上の事
- 一 先規并に當時馬數
- 一 堺町中頭高
- 一 〇〇村
- 一 御手鑑
- 一 質屋元締
- 一 道具屋年寄
- 一 町年寄并に町代數
- 一 總代職事并に垣外人足頭
- 一 當時家數
- 一 船數并に船持
- 一 石錢取立法并に勘定法
- 一 船會所并に石錢勘定場
- 一 戎島三月上旬満汐の事
- 一 堺酒造屋敷并に造石高の事
- 一 諸工商書拔
- 一 四ヶ所非人居所并に頭高勤方の事
- 一 金銀錢相場所

- 一 米相場所并に小宿
- 一 縮木縮間屋株
- 一 風呂并に湯屋居風呂株
- 一 髪結床株
- 一 奉公人口入宿
- 一 大阪公事日
- 一 大阪御藏日
- 一 大和橋南北橋並煮賣小屋
- 一 北並松之内菓子見世當時名前
- 一 堺勸進相撲并に地所
- 一 多葉粉庖丁株
- 一 摺鉢并に壺焼株
- 一 傾城屋并に傾城敷揚屋敷
- 一 煮賣屋株
- 一 堺公事場掟札
- 一 大阪御金日
- 一 大和橋并に所々出口番人
- 一 北並松之内煮賣小屋
- 一 泉州帶刀人名前

御手鑑

○堺初り年數

一 堺の初り白鳳二癸酉の年と申傳ふ、寶曆七丁丑年迄にて千八拾五年になる
 但長谷川左兵衛堺奉行之時元和之己卯年より町割符之候由、右年より寶曆七丁丑年迄にて百四拾三年になる

○先年御上浴

一 台徳院様、大猷院様元和九癸亥年御上浴
 但台徳院様は同七月に、大猷院様は同八月に、堺御役屋へ御成南宗寺へも御參詣被遊候由
 一 大猷院様寛永三丙寅年九月同十一月甲戌年七月御上浴

○御成御門並御殿跡

一 堺御役屋敷之内御成御門並御殿跡之由申傳形相殘有之候事

○堺奉行代々

一 天正十四丙戌より十六戊子迄三年
 石田治部少輔
 一 同十七己丑一年
 大谷刑部

一 同十八庚寅より文祿二癸巳迄四年

一 説此間に池永主計三宅宗榮と申名前有り

一 文祿三甲午より慶長四己亥迄六年

一 慶長五庚子より同十七壬子迄十三年

一 慶長五庚子年

一 慶長五庚子年堺へ不來

一 慶長五庚子年

一 慶長十八癸丑一年

一 同十九甲寅一年

一 元和元乙卯より同二丙辰迄二年

一 同三丁巳より寛永四丁年迄十三年

一 寛永五戊申一年、但大阪掛持

一 同六己巳より同九壬申迄四年、水野河内守、但寛永六己巳年堺奉行被仰付同心五十人御附被成候

一 同十癸酉より慶安四辛卯迄十九年

富田清左衛門

石田 奎之助

成瀬 隼人正

米津清左衛門

米津清左衛門

細井 喜三郎

朝倉 藤十郎

芝山 小兵衛

喜多見若狹守

島田 越前守

右弟

此書の子が家へ傳ふる一小冊子にして
堺奉行の始より文久の年に至るまでの
奉行交代の大概を記したるものなり、さ
れば全界詳志并に御手鑑の中にて奉行
の事を記せるものと重複の嫌あき此
書の特に奉行在動中に起れる重要な記
事を載せたきは、是亦堺秘鑑の中に収め
る

堺奉行鑑

堺奉行鑑

附り年代記

○石田治部少輔三成

堺奉行の始、天正十四戌年より、同十六年まで三ヶ年勤む

○大谷刑部少輔吉隆

越前敦賀の城主八万石、天正十七丑年一ヶ年勤む

○富田清右衛門

三万五千石、天正十八寅年より文録二巳年まで四ヶ年勤む

○石田左之助

江州澤山の城主石田三成の一子、文録三年より慶長四亥年まで六ヶ年勤む

以上は大阪天下の堺奉行、是よりは江戸天下の堺奉行あり

○成瀬隼人正

尾州藩の家臣、犬山の城主三万五千石、慶長十七子年一ヶ年勤む、掛屋敷は柳之町濱井に綾之町堀屋敷町にあり

○米津清左衛門

堺奉行鑑

慶長十八年一ヶ年勤む、此年當地の下渡し米始まる

○朝倉藤十郎

慶長十九年一ヶ年勤む

○芝山小兵衛

元和元年より同午年まで四ヶ年勤む、大阪乱よて堺廻納無し

○長谷川佐兵衛

元和五年より寛永四卯年まで九ヶ年勤む、堺地割改めあり町繪圖下渡す

○喜多見若狭守

寛永五年一ヶ年勤む、町渡り米三分下り直段二匁高に極まる

○島田越後守

寛永六己年より同申年まで四ヶ年勤む、大阪表より掛持す

○水野河内守

寛永十四年より慶安四卯年まで十九ヶ年勤む

○石川三右衛門

後に土佐守となる、土齋翁と号を、承應元辰年より寛文四辰年まで十三ヶ年勤む、但承應元年四月十八日江戸表へ召出され町奉行となり、隠密の上、上意役となり、同時、與力十騎百五十石割命せられ、堺に入る、當時堺與力衆の氏名左の如し

田中三太夫、松本與兵衛、佐藤佐右衛門、辻村六左衛門、前田甚右衛門、多田兵太夫、戸川助太夫、羽津治郎兵衛、寺尾石右衛門、小川安兵衛

同十二年十二月十三日参勤にて同年踏太夫とある、廿八ヶ條の條目を定めて町中へ觸れ出す、寛文四辰年九月廿二日土佐守御免となり猶延寶八申年まで十六ヶ年勤む

○水野伊豫守

寛文九酉年閏十月より貞享四卯年まで七ヶ年勤む、その間、泉州寺社奉行となる、寛文八申年十月に戎島現る、茶屋御免なる、同じ十戌年南鑑屋町に芝居出来る、延寶八申年十月廿三日堺大火、戎島より櫛屋町并に妙國寺前まで焼失、御役所も残らず焼く、天和元年、伊豫守を免せらる

○稻垣淡路守

貞享四卯年七月廿三日堺へ入る當時御役所普請中あり、因て仮に北六條成就寺に入る、同じ十一月に役所の普請落成を、元禄元辰年より同じ九子年二月まで大阪表御支配命せられ大阪に引越す、但元禄十六

年まで堺奉行を勤む

○佐久間丹後守

大阪表より掛持す、元禄十六未年より寶永二酉年まで三ヶ年勤む、天和二戌年船松爪江戸表へ献上御免なる、高須稻荷明神の社祠成る、七堂濱の三昧を皇子飢に移と、

○天野傳四郎

稻垣淡路守の時より一旦堺奉行を止め、大阪表より掛持することとなりしも再び別々堺奉行を置くことなる、故に天野傳四郎ハ堺奉行再置の初代なりと知るべし、寶永三戌年より正徳元卯年まで六ヶ年勤む、當時與力衆六騎同心組四十人あり

○桑山甲斐守

正徳元卯年より享保十四酉年まで十九ヶ年勤む、願出により與力四騎同心組十人となる

○淺野壹岐守

享保十四酉年より寛保二戌年まで十四ヶ年勤む、享保十四酉年七月十四日新大和川開鑿始まり、石川まで御支配命せらる、新波戸築造を始む、與力戸田某來る、其外與力にて江戸表より來るものあり

○水谷信濃守

寛保二戌年より延享四卯年まで六ヶ年勤む、元文五申年八月五日大和橋より五六町上より切流れ、堺邊半浸水し御役所式臺まで船着く、天神社より北は人家大に損を、天神秋祭りに神輿渡御始まる

○山田三太夫

後入肥後守となる、延享四卯年より寶曆六子年まで十ヶ年勤む

○稻生安房守

寶曆六子年三月堺に入り同じ八月廿四日病死す、此年唐物藥種御吟味につき、後役岡部久太郎日ならずして來る

○岡部久太郎

寶曆六子年十月堺へ入り一ヶ年勤む、籠屋與三石衛門より郷中渡り米一手買受の事願出でしる許可せらる

○池田筑後守

寶曆七丑年より同八寅年まで二ヶ年勤む、寶曆七年八月より同十一月廿九日まで大阪奉行を兼ね、寶曆八寅年十二月七日江戸表より大目附となる

○小笠原伊豆守

堺奉行鑑

寶曆九卯年より明和八卯年まで十三ヶ年勤む

○阪邊左太夫

後に飛騨守となり、諸司代差文につき土佐守に轉ず、明和九辰年より安永六酉年まで六ヶ年勤む

○石野八太夫

後に筑後守となる、安永六酉年一ヶ年勤む、御番所火の見始めて成る、大阪表出火あり奉行自ら人足
を引連れ消防に赴くこの事之れを始めとす

○山崎大隅守

安永六年十一月より同七戌年五月まで二ヶ年勤む

○贊安藝守

知行五百石、安永七年より寛政七卯年まで十八年勤む、天明四辰年より諸國大に飢饉し當地も人多く餓
死す、之より依り富有の町人は米錢を寄集め切手を渡して粥を施行すること凡そ二百日余、安藝守も米百
石を出して之を賑と、但當時米一升につき二百三十文なり、吉川儀右衛門の發起にて波戸新川を築く其
節江戸表より御役御免となる、而るに堺町人より波戸普請中につき奉行引戻を城代に願出で再任のこと
ある、後百石加増あり、當地にて病死と、墓所は南宗寺内にあり

○成瀬因幡守

寛政八辰年堺に入り同九巳年大阪西奉行に轉ず、始めて町々の門々に何町と習せる札を打附く

○仙石淡路守

寛政九巳年より同十一未年まで三ヶ年勤む、知行二千四百石、寛政十年正月十四日北御坊残らず焼失
す、當地にて病死と、墓所は妙國寺に在り

○矢部彦五郎

知行三百俵、勤務年數未詳、寛政十二申年四月駿河守となる、住吉祖殿火災罹る、享和元酉年川端
ありし芝居小屋を戎島に引移す、宿院近傍にありし茶屋を殘らず乳守の揚屋町、并に戎島に引移す、是
れまで所物の入船久しく途絶ゆる、享和三亥年三月に至り又々入船あり、當地大に繁昌と、同年宿院
に新米蔵を建つ、是れは酒造家の用米十分の一を入れ置く手當なり

○土谷紀伊守

勤務年數未詳、後に大阪表奉行とある

○黒川伊賀守

勤務年數未詳、文化八未年九月當地にて病死す、墓所の妙國寺にあり

堺奉行鑑

○依田豊前守

勤務年數未詳、文化八末年十二月二日永代小菅請奉行となる

○松浦伊勢守

勤務年數未詳、文化十四年七月京都奉行に轉ず、後に勘定奉行となる

○小菅備後守

文化十二年六月廿七日堺に入り、同十三年十一月病死す、墓所は妙國寺あり

○三宅長門守

文化十四年四月三日堺に入り、文政二卯年十一月十二日病死す、墓所の南宗寺にあり

○松平石見守

文政三辰年三月堺に入る、尋で病氣により暇顯出で御役御免となる

○水野遠江守

名は藤右衛門、文政四末年三月堺に入る、年已六拾歳、翌申年正月還曆の祝儀ありたり、後一能

登守となる、文政十二丑年九月参府す、勤続七ヶ年なり

○久世伊勢守

新平家物語

此書は當地の舊家中井作次氏藏書中の
 一寫本にして未だ何人の作たるを知ら
 ず予切に同氏に乞ひて亦堺秘鑑中のも
 のども全編ハ當地の茶博士今井宗久太
 閨の時の人なりを主とし平家物語に似
 せて今井一家の波瀾を一部の小説とし
 たるものなり亦以て三百年以前の堺を
 知るべき一材料と爲るに足る可し

内實生識す

新平家物語 目錄

- 一 祇園精舎の事
- 一 紹陽死去の事
- 一 長圓法印問答の事
- 一 新大納言、父の山庄に歸らるゝ事
- 一 知音の人々見舞の事
- 一 入道竹生島參詣の事
- 一 傍人讒言の事
- 一 同堺にて劇怒の事
- 一 小松清貧教訓の事
- 一 門脇修理太夫死去の事
- 以上

- 一 一門繁昌の事
- 一 新大納言謀反の事
- 一 三二房行綱返忠の事
- 一 入道關東下向の事
- 一 三三房長圓法印阪本へ下向の事
- 一 同阪本にて劇怒の事
- 一 入道堺へ下向の事
- 一 同町衆を驅催する事
- 一 醫師問答の事

新平家物語

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅双樹の花の色、生者必滅の理をあらはせ、おこる茶の湯も久しからず、たゞ春の夜の夢の如し、たかき唐物を持つも、終に亡ぶ、偏風の前の塵も同じ、遠く古を訪へば珠光、道本、志野、道袋、古市、幡州、こ色等は古きともせん、その異見も随はず、茶の湯をさけめ、諫をも用ひいれず、家の亂れんことも悟らず、妻子の憂ふる所をも知らざりしかば、久しからずして亡びし者どもなり、近く中興をうかごふに引拙、禪興、宗珠、宗五、蒔田宗理、紹鷗など云ひ一人、おこれる茶の湯も又たかき唐物もみなとりく成りしかども、間近く今井入道前の彦右衛門平の朝臣宗久公と云ひし人の有様をつゝへ承ること、心も言葉も及ばれぬ、其先祖を尋ぬるに、寛平法皇第五の王子、日本堺の濱、市の町納屋の魚賣十六代の後胤、故彦右衛門入道宗傳が嫡子なり、彼の宗傳は無文無智として身まかりける、其子宗久與太郎のときより始めて茶の湯の道は難はりて、暫く茶の遊の初座に連なる、彼の宗傳が時を以て、いまだ宇治茶のくだけをたよも飲まざりけり、然るに宗久彦右衛門よりし時茶の湯の上手、紹鷗と云ひし人の妹むこになる、嫁入の天文十一年三月十三日の曉なり、引出物よは茶の湯の道具を遣はすきよま申されけり、折節高麗箸の不用なるを贈られける、紹鷗うきしよのわまり、茶の湯をしてぞみらさける、宗久廿六にて始めて茶の遊の座敷へを入れける。

さる程に彦右衛門茶の湯を面白き事と思はれけん、玉洞の月の繪をこそとり取りけり、其頃の茶の湯者、彼の彦右衛門を嫉みてや言ひたりけん、玉洞の月の繪は日本繪なりと言ひ取りける、又如何なる者が爲たりけん、或る朝に彦右衛門が門に落書あり

買ふ人のあらばうきかし月の繪を

わが方よりも本のねよーて

どかやうに夜なく笑ひ合ひけせば、此の故に彦右衛門らふさひ、この四字原寫本のまゝなりとぞぞなりける、紹鷗この由傳へ聞きやがて月の繪をのけさせて、同じく玉洞の浪の繪をぞ持たせられける、此の浪の繪より後は、茶の湯へ上りて人之れを笑ふに及ばず、或時彦右衛門我が宿より紹鷗のもとへ行きたりけるに、紹鷗茶の湯は如何にと申されけせば、彦右衛門

有明の月の繪はやうりよけり

なみはかりこそもちにけらしな

と申されければ、紹鷗大に喜びて此の歌をば大金葉集にぞ入れられける、去程に紹鷗弘治元年十月廿九日の夜、年齢五十四にて失せ給ひぬ、茶の湯は盛りとぞ見へつるに、甚惜しき事どもなり、さても世上の茶の湯のよこまなるをも、此の人の漸く直し給ひつればこそ、茶の湯も盛りつれ、今より後は、天

下に如何許の茶の湯者あるべきとて、弟子衆は嘆きあひ悲みあひれけり。又宗八が死の六、唯今より彦右衛門殿へ参りなんどて勇み喜びけり、人の死する習ひ、おろかなるが死するに悲しむに、况や之れは茶の湯の棟梁、當世の名人にておはしければ、恩愛の別れ、茶の湯の衰微、嘆きても猶あまりあり、弟子は名師を失へることを悲しむをこそ、この紹鷗は茶の湯に麗まうて、心よ目さしを存し、勝れて言葉に徳を兼ね給へり、さりながら此の紹鷗未來の事を知らずまで遺言せぬこそ果敢なけれ、去程に彼の紹鷗には六才の男子松菊、八才の女子いさと云ひて二人の子ありけるが、未だ幼少なれば彼の彦右衛門を待みける上、唐物以下其外田畑に至るまで、縦に之をを領知す、夫より以來、果敢いみじうして茶の湯も上手に成りし事は、全く唐物の威光なり、弘治元年より茶の湯の位尚くある事、正三位より打つごさ中納言、大納言を経ずして、太政大臣一位に上り給ひけり、嫡子宗安は紹鷗の息女いさの局と夫婦になり、茄子を始とて夏唐物四五程渡さへき由申さける上、其位も同大臣の左大將と名乗り給ふ、二男與九郎を中納言の右大將に任せらる、入道の二男宗清を門脇の修理太夫よとて、三男宗春を飯桶の大納言になし給ふ、其外一門我もくと位より上り、一門の茶の湯者十六人、知音の茶の湯者三十餘人、其外附随ふ佗敷寄に至るまで都合六十餘人なり、余には又茶の湯者なしとて見ゆし、此機に由々茶の湯をば、人の隨ひ附き奉ること、吹風の草木を靡かすが如く、世の冷く仰き奉ること

と、降雨の國土と潤すに同じ、されば入道の有縁をた言ひてよかは、貨殖も英雄も面を向け、肩を比べる人もなま、故に如何なる人もこの有縁に結ばれんとぞ云ける、風呂の切様、墨の置様、茶光、柄杓に至るまで、宗久ようと云ひおは一天四海の茶の湯も之れを本とせ、入道の弟飯桶の大納言宗春卿が曰ひけるは、此の一門と與せざる茶の湯者は、天下も人も覺ゆすぞありける、此様に入道の天下の茶の湯を掌の中に握り給ひ、世の議をも仰らす、人の誹をも顧みず、不思議の事をのみぞ一給ひける、譬へばその頃、いさ、松菊とて姉弟あり、紹鷗の子供なり、姉のいさを、宗安入道の寵愛し給ふ上は、弟の松菊をも町衆の人之れをもてなせとて斜ならず、いさの母にもよき家造りてもらせ、毎月百石百貫を送らざるは家のうち富貴ならずして、誠に貧なる有様なり、去程に松菊も十二才のとき、元服させ新力郎爲久とぞ申しける、この爲久十六の歳、六月廿八日に入道の躰になりし上、悪しき唐物すこし渡り、其位を新大納言になし給ふ、入道の一門いつさか、附くこと斜ならず、新様に目出度かりけれども、亡父の唐物は、すこし渡さるゝ分よてありければ、爲久も入道を述懐に思はれけれども、申出さるゝ旨もなし、又入道も如何あるべきと思ひをけれども、申出さるゝ事も無くて歳去り歳來りぬ、去程に新大納言爲久の卿亡父の唐物以下盡く取返すべさとの經營の外、他事なし、新様に謀反をたくまをける折節、入道前の下野の守三好政成の二男侍者と云ふ人と、この新大納言に附隨なさまめ給ひたり、爲久

の御之を天の與ふる所とや思はせけん、彼の侍者を談合ひて既に謀反を起し給ふ、先香宿所より夜な
 く寄合ひくこの事をのみ議せられける、此宿所と申すの隣は入道の許へ近く、前は宗安内大臣の宅
 なり、誠に畏しかりける事共なり、侍者に伴ふ富有の人々は、先三好新之丞、東條新兵衛尉、死林中
 務之丞、池田上野守、法師武者等は法性寺の執行松原僧都、大黒庵の長圓法師、攝津國源氏入道前の行
 綱の三三房、郎等にはみそやの太郎兵衛、この人等を始めとて、其外知音の衆も多く同心してんけり
 、新大納言の宿所は、入道の許へ近とて、常の松原僧都の山莊に寄合ひ、後ハ船の松へ引籠らんと
 ぞ議せられける、或時は侍者、長圓法師のみを御伴ひ忍びて此処彼処へ行と給ふ、斯くて長圓法師に此
 事を細々と仰合せられけるに、法師申されけるは、努々この企思召を寄せ給ふべからず、人数多承
 り、この事漏聞のなば、爲久の卿の御大事なるべしと申されければ、爲久の氣色大に變り、座敷をふと
 起たれけるが、看よ用意せし胡椒、山椒の糞を袴の裾に蹴當て、侍者の前へ蹴遣られければ、例の三三
 房、つと寄りて、はや御唐物の糞参りたりと申しければ、新大納言立歸り給ひて、扱ハ唐物の壺來り
 るかどのたまひて、元の座に就かせ給ふ、斯くて評議相定まると、何となく先長圓法師を以て、入道の
 許へ申されけるは、亡父紹鷗が唐物以下田島に至るまで盡く返し給はり候へと申されければ、入道是非
 の返事も及び給はず、新大納言思はせけるハ、斯様一度々申遣はずと雖ども、入道承引なる上は、自

他の運の極めならんと、年十七の正月十一日に法印して申さる旨あり、所詮近日に是非の御返答なき
 に於て、其上にて思ひ定め申へいと、左も荒げなく申さければ、入道大に怒り、朝より夕まで、對
 面無かりければ、法印手を空まて立歸らんとてけるに、入道何ぞか思はせけん、その法印呼べと
 て、表の座敷にて出遇ひ給ひて、如何に法印、入道が申を処は僻事か意を諍めて聞き給へ、新大納言い
 まだ松菊たりしとき、紹鷗申されけるは、福原ふくこんじの法師になり、祝と毎年米五十石とを遣は候
 へ、その外我が跡敷は、皆入道と給るべきとの證人證跡歴々たり、是れ一つ、次ハ新大納言の祖父紹信
 は、紹鷗が父、入道が舅あり、彼の紹信黄金數百兩を所持す、入道が方へ相嫁し候北の方に、この黄金
 を給るべきとの契約なりしと、爲久の父紹鷗、この黄金を借用し、數多の唐物を買領して、數年遊び給
 ひければ、報恩にとて、入道夫婦に賜ふことかくれなま、是れ二つ、次に松菊を出家させよと申されけ
 ると、俗になし、六才の冬より以來十二年の間、入道が子は物の數にもあらず、誠に荒き風にも當てし
 どぞこそ思ひつれ、剩へ入道が甥にとる上は、紹鷗の入道に給る唐物を三つに分け、良き唐物を二つに
 分け、松菊を始めとて十種あまり渡し、茶の湯の位新大納言になす、いさの届へは茄子を始めとして
 唐物四五種渡し、入道相談合ふ北の方へ、漸くに大天目ばかりをこそ遣しけれ、此様相計ふ入道を
 賢人とは覺せず却て野心を合ひこそ口惜けれ、事新しき云事なとも、この入道が恩をば争でか忘を給

ふべきに、夫れ五旬に及びて餘命幾何ならず、子孫相繼ぎて親しうあるべうも覺ゆず、左のみ心を費しても何かせん、されば他國の住居に如かじとて思ひ成りて候へど、且は腹立て、且は落涙一給へば法印怒ろしども、又哀にも覺て汗水をこ流させられ、此時如何ならん人も一言の返しよも及び難き事ぞか、其上その身も謀反の人なれば、只今にも其人數とて召しや籠められんと思はれけるに、龍の髭を撫で、虎の尾を踏む心地まで居らせられども、法印もさる恐ろしき人にてちつとも騒がず申されけるは、入道殿の御説、一々以て尤あり、この十二ヶ年の間、爲久の卿御養育の事は申せに及ばず、萬端御心を勵まされ候ことは、爲久の卿も誠よ遠からぬ御恩とぞ申され候へ、然しながら一たん怨申さるゝ事其謂れの候、夫れ茶の湯の官位と云ひ、俸祿と云ひ、御身に取っては豈く紹鸞の恩徳か、加之唐物以下入道殿へ参らるとの紹鸞の證跡なきこと御落度なき、所詮この趣をこそ申すべけれどて起ちければ、其座に多く列座したる人々、あな恐ろまき入道のあれ程怒り給ふにちつとも騒がず返らうして叩くよとて、法印を褒めぬ人こそなかりけれ、去程に法印歸らきて爲久の卿は此由返り申されければ、愈々入道殿と間宜からずと見たりける、新大納言思はせけるは、所詮今日中に船の松へ歸りて、公方の公事よせばやとぞ議せらるける、茲よ爲久の卿さしも頼まきつる兵人三三行綱、此事漏れ聞てなば、今一たび入道殿と茶の湯の交り叶ふまじきと思ひけん、目打ちしばたゝいて居たりけるが、熟々

牡丹花家集

牡丹花育栢は一休、宗祇とその時代を等しくす、嘗て 後栢原帝の御夢に入り發句を奏す、蓋育栢はもと華胄、嘉吉應仁の乱を避けて飄詠に遯る者あり、攝の池田を捨て泉の堺に來り、堺を以て終焉の地とす、これ其家集を茲に収むる所以なり

内實生識す

牡丹花家集

春二百首

立春朝

このねぬる一夜あけはみ冬つさ

春よよけらま空ののどけさ

立春天

限りなき春のみどりすみのかげ

けさそめ出そ天つ空哉

立春日

春はさぬうそ紅のます鏡

いまよりうかふ花の面影

立春風

いかに風けさの吹とけさぬくし

まへの井つゝにたるひそがれり

立春霞

曙や横たつみねの春霞

はのめきそむるみよし野のやま

立春雲

昨日までさねこはりつる天つ雲

なびくけしきよ春はさにはけり

立春雪

たちかへり空よぞみてる白雪の

ふりにし年や送りきぬらん

立春氷

山風もかすむや春の初瀬川

岩まの氷むすはれゆく

立春水

水草おひてふるさいた井のまつやまで

けふ若水の春むかふあり
都立春

春とさへばこのかたねのそとぬきよ

花のにしさを織る袂哉

早春山

山たかみまげさかく色にさるよふや

このころうつる春のはつかせ

早春關

あれぬどもひとよみやせ春の風

こゆるたよりのふはの關守

早春河

たそやりの衣のさやまかま川

からあふそめの春のはつしは

早春湖

春霞たちそめしより朝なく

沖をふかひるしかのはまよつ

早春浦

まださむき霜うちはらひあしわか

浦つたひするたなよしをふね

野子日

都人子日するまで霜がれの

草はのまらぬ野への春かな

子日松

たきとしもわかぬ宿にも姫小松

もとの契りにひかれてや行

子日祝

うちひれて子日のこまつひくのへや

心くの千世の行末

山霞

朝戸あけて遠き山邊のうす霞

みるが中にもたちみちにけり

嶺霞

けさみれば嵐も春のかひがねや

ねこし山こ霞きにけり

野霞

志つてる野中のひらの夕霞

ふかくなるよも誰うらむらん

關霞

春霞都を遠みちち初て

いまだ旅なる白河の關

徑霞

わくらはよ行人さびし霞たつ

牡丹花家集

ひなのなが地の春の夕くれ

橋霞

春きては霞の淵よりわたりしける

きよしやうつくあまひつ橋

江霞

みしを江やあしのまのひにうつるよ

霞よそよく春の夕風

瀧霞

瀧の音くるればいとよき立上りよ

霞を雨のふるの神山

河霞

山陰やけふりとみねて真柴川

かはつらのぼる夕霞哉

海霞

曙のおきつ白浪霞より

花よ咲いつるはるのうら風

湖 霞

さゝ浪やふるさ都にいとよま

うらかなしくもかそむ春哉

濱 霞

身よしめし秋のあはれもいかならん

月かそむ夜の春の濱風

島 霞

おきつかせ霞吹らゝ浪まより

みゆるこしまの春の夕くれ

渡 霞

枕香のこかのわたりの朝霞

ねてのうつしの袖やくるしさ

里 霞

たれかある霞のうちに思ふこと

忍ふの里の春の夕暮

舊 巢 鶯

花の香にさそひまいつる鶯も

谷のふるすを思ひおかじや

初 鶯

うくひその聲の初草年のけよ

いやめづらしき春日野の春

雪 中 鶯

えら雪のひまなき空に春のかせ

はこるびけりな鶯のこゑ

曉 鶯

春や夜のはかき夢の明かたに

以下次巻

左海人名録

此書は今より四十六年前の輯録なせば、
 爾後今日に至るまで、氏名を後世に傳ふ
 べきもの豈この書に譲らんや、予將に新
 撰人名録を編し、撰秘鑑豫約者の人名を
 も悉く之に掲げんとす、之れ撰秘鑑の完
 成と否とは豫約諸氏の助力如何に關せ
 るものあればなり

内實生識す

左海人名録

○序

舟車輻湊、貨物饒溢、而居人填滿者、我鄉固不可敵浪華也。然至古今文武名流迭出、則此何讓彼哉。山本子浪華人而作左海人名録、蓋亦有見於此也歟。及其成也、請余題卷端。余乃欣然援筆而書。嘉永己酉暢月梅山散人題。

○凡例

- 一 左海の名士、何ぞ此の瑣々たる一小冊に盡くそことを得んや、唯見聞に隨ひて録する所なれば、遺漏極めて多からん
- 一 每家氏名住所の如きは、編者が識得たる遲速の順序に仍り、必ずしも學術の淺深に依るにあらず
- 一 每家記するに通名字号等を混記せり、唯今日一般に稱する所に隨ふなり
- 一 每家を部類するに四十七字を以てそ、括弧内に字を畫するは各専門とする所のものに係る、但學の一字を畫するは儒學のことを知るべし

左海人名録

左海人名録

附墨江

九資閣編輯録

以井

○錨 圓意(學、醫)

名は景村、青霞と号す、寺地町五卷屋筋に住せり

○井岡 元作(醫)

名は毅、字ハ訥夫、我堂主人と号す、宿屋町山の口に住せり

○井上 厚齋(書)

花屋町に住せり

呂

波

○橋本左司馬(醫)

凌雨と号す、施薬所の醫師たり、新在家町五卷屋筋に住せり

○橋本 昌逸(醫)

(以下次巻)

明治廿八年一月二十日印刷
明治廿八年一月廿六日發行

正價 拾五錢
豫約價 拾貳錢

編纂者

大阪府平民

寺田兵次郎

發行者

全

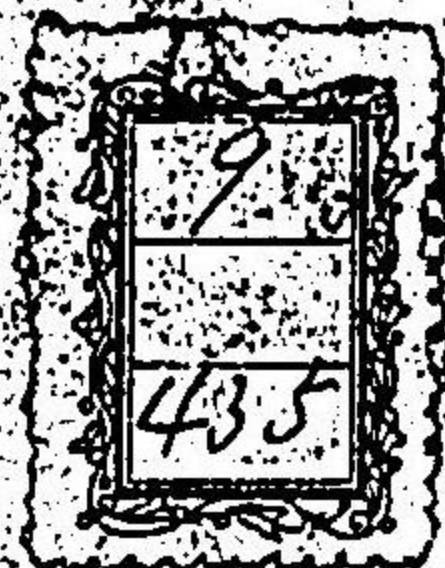
吉田精一

印刷者

全

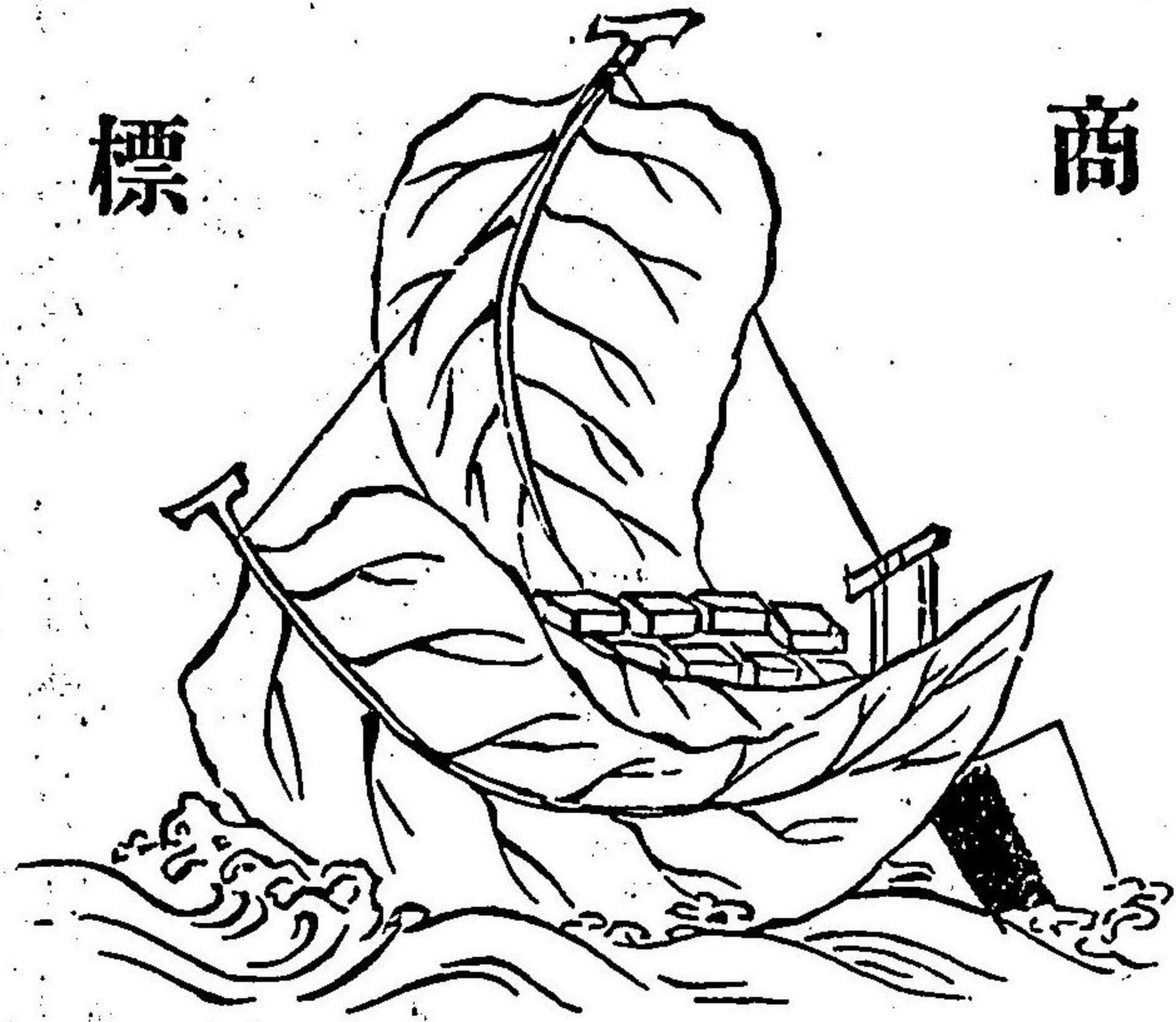
神田金次郎

全 堺市市之町西二丁廿七番屋敷



● 煙草製造廉價販賣廣告

商 標



龍王	砂走	伊勢屋敷	車田	薄國	其他
全	全	全	全	全	全
五十目入	貳拾	貳拾	十七	十五	白杵
錢	錢	錢	錢	錢	黑刻

● 各國名産煙草種々

定價より一錢も引かぬが弊店の特色御喫りあつて御
 試しをさい自分勝手の高慢とひねり申さず良否と世
 間の評判を御聞被下陸續御購求の程願ひ上ます
 但し商標御注意乞

堺南旅籠町大道

山田商店

9
435

1